
平成26年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成26年9月8日(月)

1. 議事日程第2号

平成26年9月8日(月) 午前10時開議

第 1 議案質疑

(議案第54号から議案第62号、議案第69号から議案第81号並びに報告第1号から報告第3号)

- 第 2 決算特別委員会の設置について
- 第 3 決算特別委員会委員の選任について
- 第 4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第54号から議案第62号、議案第69号から議案第81号、陳情1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

(議案第54号から議案第62号、議案第69号から議案第81号並びに報告第1号から報告 第3号)

日程第 2 決算特別委員会の設置について

日程第 3 決算特別委員会委員の選任について

日程第 4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託

(議案第54号から議案第62号、議案第69号から議案第81号、陳情1件)

出席議員(15名)

1 番 宿 利 忠 明 2 番 大谷徹子 3 番 石 井 龍 文 4 番 廣澤俊幸 中川英則 7 番 菅 原 5 番 秦 時雄 8 番 河 野 博 文 9 番 10番 松本義臣 11番 清藤一憲 12番 宿 利 俊 行

13番 藤本勝美

14番 片山博雅

15番 繁田弘司

16番 髙田修治

欠席議員(1名)

6番尾方嗣男

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 帆足浩一 議事係長 小野英一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	朝	倉	浩	並	副 町 長	小	幡	岳	久
教 育	長	秋	吉	徹	成	総務課長	河	島	公	司
まちづく 推 進 課	り 長	穴	本	芳	雄	環境防災課長兼 基地対策室長	藤	林	民	也
税務課	長	石	井	信	彦	福祉保健課長	江	藤	幸	徳
住 民 課	長	衞	藤	善	生	建設水道課長兼 公園整備室長	平	井	正	之
農林業振興課:農業委員事務局	,,,,	梅	木	良	政	商工観光振興 課 長	村	木	賢	=
会計管理者会 計 課		本	松	豊	美	人権同和啓発 センター所長	山	本	五十	一六
教育総務課	長	長	尾	孝	宏	学校教育課長	米	田	伸	_
社会教育課具中央公民館員	長兼	湯	浅	詩	朗	行 政 係 長	秋	吉	正	彦

午前10時00分開議

○議 長(髙田修治君) おはようございます。

本日の会議に遅刻と欠席の届け出が提出されておりますので報告いたします。

議員につきましては、6番尾方嗣男君、所要のため欠席、大谷徹子さんが所要のため遅刻の届け出 が提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は議案質疑となっております。

質疑に入る前に、平成25年度玖珠町一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の決算監査について、監査委員に監査の結果の報告を求めます。

代表監査委員河野好美さん。

○代表監査委員(河野好美君) おはようございます。監査委員の河野でございます。

平成25年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を片山監査委員と実施しましたので、その結果について報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成25年度玖珠町歳入歳出決算、基金運用状況を示す書類および財政健全化の審査意見書の1ページをお開きください。

審査について

第1 審査の対象

- 1. 平成25年度玖珠町一般会計歳入歳出決算
- 2. 平成25年度玖珠町特別会計歳入歳出決算
- (1) 住宅新築資金等貸付事業
- (2) 簡易水道
- (3) 国民健康保険事業
- (4) 介護保険事業
- (5)後期高齢者医療事業
- 3. 平成25年度各会計歳入歳出事項別明細書
- 4. 平成25年度各会計実質収支に関する調書
- 5. 平成25年度財産に関する調書
- 6. 平成25年度基金の運用状況に関する調書
- 7. 平成25年度財政健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 8. 平成25年度経営健全化資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年7月7日から7月25日まで

第3 審査の時間

午前9時から午後5時まで

第4 審査の場所

監査事務室及び現地

第5 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び事務報告等の関係書類により、地方自治法 及び町の条例等の法規に基づいて適正に執行されているか、各課(室、館、局、センター)ごとに期 日と時間を定めて関係課長、課長補佐、係長、担当者の出席を求めて収入と支出、事業の説明を聞き、 また関係証拠書類の提出を求めて審査を行いました。

歳入歳出で指摘事項等が発生した場合、その都度課長と話し合い、改善等の指摘を行ってまいりました。

なお、審査に当たって、多忙な中に監査資料を提供いただいた方に感謝申し上げます。

第6 決算書の調書並びに提出時期(地方自治法第233条第1項及び第2項)

決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委員に 対する決算書の送付については、法定の期限に提出されています。

第7 審査の内容

この決算審査に当っては、玖珠町監査委員条例(昭和63年6月28日玖珠町条例第17号)及び玖珠町 監査委員規程、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置き、審査をしました。

- 1. 歳入歳出決算書類は原簿と符合しているか。
- 2. 決算書その他の附属書類等の計数は正確であるか。
- 3. 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。
- 4. 支出済額及び予算額は歳出簿と符合しているか。
- 5. 支出済額は証拠書類と符合しているか。

など、14項目にわたり審査をいたしました。

次に、3ページに移ります。

審査の結果

平成25年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては、監査基準並びに重点審査1から14に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ関係帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。

また、予算の執行、収入支出事務の処理については、適正に処理、運用されており、それぞれ適法 かつ適正であることを認めました。

第1表に示してあります決算額でありますが、一般会計で、収入済額101億6,933万6,413円、支出済額96億8,296万7,206円、特別会計の計で、収入済額46億3,390万1,133円、支出済額45億9,856万9,390円、総額で、収入済額148億323万7,546円、支出済額142億8,153万6,596円となっています。この決算額を前年度と比較すると、一般会計では歳入決算額で10億7,529万1,000円、11.8%の増加で、歳出決算額は12億4,138万円、14.7%の増加となっています。

次に、4ページに移ります。

決算の概況

決算の概況について説明をいたします。

一般会計では、先ほど述べましたとおり、歳入決算額の状況、7ページ第2表のとおりで、歳入総額が101億6,933万6,000円であります。

その主なものは、地方交付税31億8,793万7,000円、国庫支出金19億275万円、町税15億5,050万

8,000円、県支出金11億1,231万8,000円などとなっています。

主な歳入について項目別に見ますと、次のとおりです。

1) 町税について

町税のうち町民税は収入済額 5 億9, 216万3,000円と前年対比で225万4,000円の増額となっています。 固定資産税は 7 億4,752万4,000円で、前年対比で211万8,000円の増額、たばこ税は 1 億6,330万1,000 円と前年対比で2,228万6,000円の増額となっています。このような中に、未収入金額は 1 億1,870万 円、徴収率92.9%で、前年度より781万5,000円の減となっています。

また、滞納繰越額の徴収額は2,592万8,000円と前年対比で623万6,000円の増となっています。 賦課徴収の適正化に向けて継続的な取り組みを望みます。

以下、2)地方消費税交付金についてから、6ページのその他まではご一読ください。

なお、13) その他で述べていますが、町有休地の有効利活用や売買などを含め、財産収入の模索を 念頭に置き、検討されることを望みます。また、過去に建設された公共施設などがこれから大量に更 新時期を迎えるため、施設全体の最適化を図る必要があると考えます。

7ページには歳入決算額の状況、8ページには最近3カ年の自主財源及び依存財源、9ページには 平成25年度自主・依存財源、地方交付税3カ年比較表、10ページには町債発行額年度別比較表、11ページは経常一般財源、12、13ページには平成25年度町税決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページ、歳出に移ります。

冒頭に述べましたように、歳出合計は96億8,296万7,000円であります。構成比順では、民生費22億951万5,000円は前年対比2億143万6,000円の増で、主なものは、重度心身障がい者医療費3,326万7,000円、障がい福祉サービス介護等給付費3億2,149万2,000円、児童手当給付費2億232万5,000円、児童措置費3億8,792万2,000円、若竹保育園移転改築事業補助金1億874万5,000円、鷹巣保育園移転改築事業補助金5,664万3,000円、国民健康保険調整費1億3,180万6,000円、後期高齢者医療費2億9,331万5,000円、介護保険調整費2億7,028万3,000円などとなっています。

次に、総務費14億786万1,000円は前年度対比2,323万3,000円の減で、主なものは、超高速ブロード バンド整備費2億円、過疎バス路線対策事業費2,097万5,000円、地域公共交通確保維持事業1,991万 1,000円、ふるさとづくり活動事業費1,300万円、地籍調査事業費5,777万8,000円、参議院議員選挙費 922万9,000円、玖珠町長選挙費698万1,000円などとなっています。

次に、土木費10億5,692万8,000円は対前年比2億8,158万6,000円の増で、主なものは、総合運動公園建設事業3億7,484万2,000円、市町村営急傾斜地崩壊対策事業2,134万7,000円、町道長刎線改築事業1,238万6,000円、地域の元気臨時交付金事業3,443万4,000円、社会資本整備総合交付金事業(緊急防災・減災事業)6,985万8,000円、特定防衛施設周辺整備事業4,327万6,000円、街なみ環境整備事業3,777万円、特防(塚脇街区公園整備)事業4,513万8,000円、田中団地大規模改修事業9,789万6,000円、御幸団地建替え事業2,891万3,000円などとなっています。

次に、教育費10億3,866万1,000円は前年対比1億2,819万9,000円の増で、主なものは、(繰越明

許)特防(森地区プール改修)事業1,099万3,000円、(繰越明許)特防(古後地区プール改修)事業1,128万円、特防(北山田地区プール改修)事業1,102万5,000円、特防(八幡地区プール改修)事業1,019万円、(繰越明許)森中学校耐震補強工事事業9,634万1,000円、角牟礼城跡保存整備事業費1,985万5,000円、特防(空調施設等整備)事業2,320万円、(繰越明許)河川敷公衆用トイレ整備事業1,776万8,000円、ホッケー場施設整備事業903万8,000円、総合運動公園管理費1,168万5,000円などとなっています。

次に、衛生費 7 億8,562万6,000円は前年対比5,223万円の増で、主なものは、特防(玖珠町ECOライフセンター新築工事)事業3,342万円、乳児医療費1,638万4,000円、特防(子育て支援プロジェクト)事業9,601万8,000円、予防接種費2,853万2,000円、塵芥処理費4,476万5,000円、合併浄化槽設置事業2,282万9,000円などとなっています。

次に、公債費 7 億7,502万9,000円は前年対比2,373万4,000円の増で、主なものは、農林水産業債、 土木債、教育債、臨時財政対策債などの償還で、地方債元金償還金 6 億8,390万6,000円、利子償還金 9,112万3,000円となっています。

次に、農林水産業費 6 億3,366万5,000円は前年対比1,184万6,000円の減で、主なものは、露地野菜生産拡大対策708万8,000円、次世代を担う園芸産地整備事業補助金997万5,000円、中山間地域等直接支払事業 1 億7,229万2,000円、繁殖雌牛更新事業1,000万円、広域農道負担金1,200万円、震災対策農業水利施設整備事業989万4,000円、中山間地域総合整備推進事業3,321万4,000円、特防(仲田水路改修)事業880万3,000円、(繰越明許)特防(古後水路改修)事業2,393万5,000円、椎茸種駒助成事業補助金779万4,000円、鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業7,536万4,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業966万円などとなっています。

次に、16ページ、災害復旧費 4 億4,879万円は前年対比 1 億1,011万6,000円の増で、主なものは、 農林水産災害復旧費 2 億5,832万5,000円、土木施設災害復旧費 1 億9,046万5,000円などとなっています。

次に、商工費 4 億2,446万6,000円は前年対比 2 億2,978万円の増で、主なものは、社会資本整備総合交付金(工業団地進入路)事業 2 億1,255万円、工場立地促進助成金3,075万円、機関庫周辺環境整備事業6,618万4,000円、観光列車おもてなし推進事業801万8,000円などとなっています。

次に、諸支出金3億8,541万3,000円は前年対比2億5,189万7,000円の増で、主なものは、地域振興基金費1億7,038万7,000円、地域の元気臨時交付金基金費1億7,623万8,000円などとなっています。

次に、消防費 3 億7,481万5,000円は前年対比4,897万9,000円の増で、主なものは、常備消防負担金 2 億2,136万3,000円、特防(消防施設整備)事業費5,150万3,000円、特防(防火水槽設置)事業費 1,012万2,000円、特防(消防詰所建替)事業費1,709万4,000円などとなっています。

次に、議会費 1 億2,018万7,000円は前年対比307万5,000円の減で、主なものは、議員共済会町負担 金2,590万8,000円となっています。

次に、労働費2,201万1,000円は前年対比4,842万3,000円の減で、主なものは、緊急雇用創出事業

2,019万3,000円などとなっています。

17ページに目的別歳出決算額の状況で、1款から14款まで示してあります。

次に、18ページには経常経費充当一般財源の状況、また経常収支比率の推移をあらわしています。 18ページの下の表にあります平成25年度の経常収支比率は88.1%となっており、平成24年度より 1.2ポイント下がっています。経常経費の抑制に留意願います。

19ページには性質別歳出の状況、20ページには性質別歳出の図表を示しています。

次に、21ページ、特別会計に入ります。

住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは償還金の収納会計事業であります。収入済額は20万9,000円、収入未済額は3億40万4,000円です。未償還額回収には分割納入などの措置もとられ、努力はうかがえますが、引き続き対策を講じ、なお一層の努力を要望します。

次に、22ページ、簡易水道に入ります。

収入済額は2,619万8,000円で、昨年度と比較して777万円の減となっています。主な内訳は、有収水量の減などにより水道使用料が5万9,000円の減、一般会計からの繰入金が462万円の増、翌年度繰越金(繰越明許費繰越額含む)が1,228万6,000円の減となっています。

支出済額は2,466万5,000円で、昨年度と比較して765万6,000円の減となっています。主な内訳としては、光熱水費41万6,000円の減、委託料655万円の増、工事費(繰越明許費含む)の1,311万8,000円の減などです。

23ページには給水区域の概要、24ページには使用料及び徴収状況を示してあります。

次に、25ページ、国民健康保険事業に入ります。

歳入歳出の決算の状況は、26、27ページに示してあります。

歳入総額は23億7,155万1,000円で、その内訳は、保険税 4億6,617万5,000円、国庫支出金 6億1,933万8,000円、療養給付費交付金 1億492万6,000円、前期高齢者交付金 5億3,218万4,000円、県支出金 1億2,872万1,000円、共同事業交付金 3億2,416万円、財産収入 2万円、繰入金 1億8,320万4,000円、繰越金673万5,000円、その他590万7,000円となっています。

また、歳出総額は23億6,667万3,000円で、内訳は、総務費313万4,000円、保険給付費16億107万4,000円、後期高齢者支援金等2億5,940万円、前期高齢者納付金等25万円、老人保健拠出金1万2,000円、介護保険納付金1億2,560万1,000円、共同事業拠出金3億269万3,000円、保健事業費1,613万9,000円、基金積立金2万円、諸支出金5,835万円となっています。

実質収支の状況は、単年度収支額185万7,000円の赤字です。

年度末基金額は、1,166万9,000円となっています。

平成25年度末で基金額が約1,000万円となったことから、国民健康保険の運営が非常に厳しくなったことがわかります。歳入の確保と歳出の削減は早急な課題となっています。歳入については、収納率の向上に加え、保険税の検討も必要な時期に来ています。歳出の抑制は保健事業の充実にかかって

おり、特に日ごろから被保険者に働きかける地域での保健事業と第2期玖珠町特定健康診査等実施計画に基づく特定健診の受診率向上に期待しています。運営協議会に諮りながら適切な運営を行っていただきたいと思います。

今後も、国保事業の財政健全化に向けた取り組みに引き続き努力をお願いいたします。

28から31ページには、それぞれの実質収支の推移、被保険者1人当たり・1世帯当たりの保険税負担額の推移、目的別収支状況、国民健康保険税決算調書が示してあります。

次に、32ページ、介護保険事業に入ります。

介護保険関係の歳入総額は20億3,375万6,918円で、歳出総額は20億656万1,871円であります。

34から37ページには、歳入歳出決算状況、基本負担割合、介護保険料決算調書が示してあります。

今後は、地域支援事業の積極的な推進により、介護者の支援や介護予防事業を強化し、自立支援に向けて取り組んでいくことが求められます。また、給付費の抑制や利用者がよりよいサービスを受けるために、介護給付適正化の事業に積極的に取り組むことが望まれます。このため、保健・福祉・医療の関係機関と十分な連携を図りながら、円滑な介護保険の運営ができるように一層の努力をお願いします。

次に、38ページ、後期高齢者医療事業に入ります。

後期高齢者医療事業は、保険者(事業実施主体)である大分県後期高齢者医療広域連合が療養の給付などを行い、市町村は各種給付申請などの受け付けと保険料の徴収を行っています。

歳入総額は2億218万4,000円で、その内訳は、後期高齢者医療保険料1億3,584万7,000円、使用料及び手数料2万5,000円、繰入金6,427万4,000円、繰越金94万8,000円、諸収入109万円となっています。

また、歳出総額は2億45万8,000円で、その内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,929万5,000円、総務費56万円、諸支出金60万3,000円となっています。

以下、38、39ページにかけて、歳入歳出決算状況、被保険者、各種申請受付者の状況、後期高齢者 医療保険料決算調書を示してあります。

次に、40ページです。

平成25年度玖珠町財政健全化審査意見書であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、審査の結果の報告をいたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果、審査に付された40ページ表中の健全化判断比率及びその算定となります事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の14.98%を下回っており、良好であります。

連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の19.98%を下回っており、良好であ

ります。

実質公債費比率は5.8%で、早期健全化基準の25%を下回っており、良好であります。

将来負担比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の350%を下回っており、良好であります。

以上、是正改善について、特に指摘すべき事項はありません。

41ページには、健全化判断比率の推移を示してあります。

次に、42ページです。

平成25年度玖珠町簡易水道特別会計経営健全化審査意見書であります。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果、審査に付された42ページ表中の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、資金不足比率について、平成25年度の資金収支は黒字となっており、おお むね良好と認められます。

また、是正改善を要する指摘すべき事項はありません。

次に、44、45ページに審査意見書が記述してありますので読み上げます。

審査意見書

財政運営について

平成26年6月24日に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)において、デフレから好循環拡大へのもと、経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題、経済再生と財政健全化の好循環、平成27年度予算編成に向けた基本的な考え方が示されました。その基本方針の中で地方財政については、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえを進めていくことと、中期財政計画に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、地方の税収動向なども踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図ることが明記されています。

また、公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など 総合的かつ計画的な管理を行うため、公共施設等総合管理計画の策定が促進され、本町でもその取り 組みを進める必要があると考えます。

本町では、平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害により、現在でも道路施設や農業用施設を初めとする各施設で、一日でも早い復旧・復興に全力で取り組んでいます。

また、活力あふれる産業振興施策や、国が進めている社会保障・税番号制度の導入、多様化する住民ニーズへのきめ細やかな対応など、より一層の努力が求められます。

平成25年度決算審査の中で、経常収支比率は88.1%(前年度89.3%)と前年よりも改善しております。改善の要因は、一部事務組合への経常経費が一時的に減額となったことによるものです。依然と

して高い水準で推移しており、今後経常経費は増加することが予想されることから、財政構造の弾力性を損なうおそれがあります。

歳出の内訳は、義務的経費35.2%(増減率1.8%)、投資的経費28.8%(増減率55.6%)、その他経費36%(増減率5.6%)となっています。

平成25年度玖珠町財政健全化審査の結果は、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており良好でありましたが、今後とも各施設や道路の維持管理費などを注視し、財政の健全性の確保に留意しながら、住民ニーズの把握に努め、福祉の向上のため、職員一丸となって行財政改革に一層努力をされるよう要望します。

町税等の徴収について

地方分権の推進に伴う税源移譲や税と社会保障の一体改革など税制改革が進められる中で、地方自 治体の自主財源である税収入を確保することが、これまで以上に求められています。

その対策として、県や県下市町村と相互連携による地方税の徴収強化を目的とする地方税徴収強化 対策連絡会議への参加や、大分県徴収職員の派遣受け入れ、さらには先進的な自治体の情報収集等を 行うなど、新たな取り組みによる成果があらわれていますが、さらに納税機会の拡充を図るなど、一 層の徴収強化の取り組みが行われることを期待しています。

町税は歳入の根幹をなすものであり、また、他の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅新築資金、町営住宅家賃、水道料などの収入ともあわせて、今後も滞納者との緊密な接触を図り、負担の公平性及び財源確保のため収納未済額の解消に努力していただき、さらなる効果的な対策による滞納整理に努力されることを要望します。

町有休地について

町有休地の有効利活用について、売買などを含め検討されることを要望します。

46ページは平成25年度末債務負担行為の状況、47ページには基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項に基づき、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めました。

最後に、48ページにまとめを記述してありますので読み上げます。

まとめ

平成25年度一般会計並びに各特別会計決算書及び財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営 状況について審査いたしました。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝しています。

審査の結果は前述しましたとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りなく、非違な点も見受けられず、よく整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに、財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引き継ぎ得たことは、財政収支の均 衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入で10億7,529万1,000円の増(前年度対比11.8%増)になっています。これ

は、平成24年度国の補正予算により、その多くの事業が平成25年度への繰越事業となったため国庫支 出金、繰越金が大きく増加したこと、九州北部豪雨災害復旧事業実施による県支出金の増、超高速ブ ロードバンド整備事業の実施による地方債の増などが主な要因であります。

歳出では、普通建設事業費、災害復旧事業費、積立金、扶助費などが増加しました。普通建設事業費は9億736万1,000円の増(増減率63.7%)となりましたが、これは平成24年度国の補正予算により、その多くの事業が平成25年度への繰越事業となったことや、保育所緊急整備事業の実施などによるものです。

特別会計についても、厳しい財政状況の中で黒字決算をなし得たことは評価するところでありますが、引き続き健全財政に留意が必要であります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴う健全化判断比率等についての審査結果は、平成25年度において、いずれの項目も黒字などにより良好(健全)でありました。

この上のもと、英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善などにより行政の簡素化、能率・効率 を高め、経費の節減を図り、健全財政の継続と確立に努力され、効率的・効果的な行財政基盤の構築、 町民が安心して暮らせるまちづくりを推進されるように切望し、審査意見書のまとめとします。

次に、平成25年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

1ページをお開き下さい。

平成25年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

平成25年度玖珠町水道事業会計収支決算

第2 審査の期間

平成26年7月22日

第3 審査の場所

監査事務室

第4 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び附属書類が地方公営企業法及びその他関係 法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか否かを検討するため、 会計諸帳簿、証拠書類の照合など必要と認める審査手続を実施しました。そのほか事業の経営内容を 把握するため、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条、経済性の発揮及び公共の福祉の増進の主 旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、監査を実施しました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書及び財務諸表は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、 会計諸帳簿との照合結果も符合しました。

なお、決算内容、審査意見については次のとおりです。

1. 予算の執行状況

地方公営企業法第24条及び同施行令17条に規定されている予算の執行状況の概要は、予算の様式順で説明いたします。

(1)業務の予定及び実績については、意見書の 1、 2ページに示すとおり、業務予定量に対して、 給水戸数で 3 戸の増、有収水量では 2 万4, 040 ㎡の減となっております。

また、対前年度との比較では、年間総配水量で2,365㎡の減、総有収水量では9,951㎡の減少にとどまっており、有収率は82.9%で、前年度を0.7ポイント下回りました。

配水量の増減については、その年による使用量や気象条件によって左右されますが、本年度は、異常寒波の到来がなく、配水管破裂による漏水が発生しなかったことが主な原因と思われ、有収率82.9%の微減につながったものと思われます。今後も有収率の向上になお一層努力されることを望みます。

次に、平成25年度水道事業決算額調べについては、意見書3、4ページに示すとおりです。

収益的収支について、事業収益の総額は1億5,928万9,749円、これに対する事業費用の総額は1億4,290万9,386円となっております。収支の差し引きにおいて1,638万363円の利益が発生しています。

(2) 収益的収入及び支出の内訳については、意見書の5、6ページをご覧ください。また、その内容については、15ページの別表(1)を参照ください。

水道事業収益では、決算額1億5,928万9,749円であります、その中で、営業収益は1億5,924万285円となっており、主な内容については、給水収益1億4,698万4,510円、受託工事収益865万5,525円、その他営業収益360万250円、営業外収益4万9,464円であります。この内訳は預金利息です。

次に、収益的支出である水道事業費用は、決算額1億4,290万9,386円であります。営業費用の主な内訳については、源水及び浄水費として2,533万4,557円、配水及び給水費で1,729万1,784円、受託工事費858万975円、総係費2,798万7,562円、減価償却費4,331万1,383円などとなっています。営業外費用は企業債支払利息などで1,969万6,375円、特別損失は過年度損益修正損で70万6,750円となっております。

(3) 資本的収入及び支出ですが、意見書の6ページと16ページ別表(2) に述べておりますので 参照をお願いします。

収入については、本年度は施設整備に関する国庫補助金、企業債借り入れ、出資金等による収入は ありません。

一方、支出については、施設の維持管理関係費などが主なもので、内訳は、建設改良費1,729万3,741円、企業債償還金3,579万7,563円で、総額では5,309万1,304円となっております。

資本的支出に対し資本的収入が不足する額5,309万1,304円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金などにより補塡がされております。

- (4) 一時借入金については、意見書6ページに述べておりますとおり、借入金の限度額は1億円となっていますが、本年度の借り入れはありませんでした。
 - (5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費についても、意見書の6ページに述べ

ておりますが、いずれの経費についても予算の範囲内で執行されております。

2、経営の概要及び経営分析については、意見書6ページから10ページで述べておりますが、税抜き額となります。

経営内容の詳細については、意見書17、18ページ、別表(3)の損益計算書の参照をお願いいたします。

平成25年度水道事業会計決算は、総収益1億5,170万8,113円、総費用1億3,615万1,261円となり、 差し引きで1,555万6,852円の当期純利益が発生しております。

経営分析を営業、営業外の各項目で対比しますと、営業収支では、収益1億5,165万8,558円に対し、費用は1億2,096万464円で、差し引き3,069万8,094円の利益となっています。しかしながら、営業外収支で対比しますと、収益4万9,555円に対し、費用は1,451万7,698円で、差し引き1,446万8,143円の損失が発生しております。この営業外費用は、これまでの施設拡張事業の企業債利息償還分であり、経営上の大きな負担となっております。

総合的に収支決算の伸びを見ますと、収益については、前年度より506万2,806円、前年比3.5%の増で、これに対して、費用については、総額で1億3,615万1,261円となっており、前年度比較で13万7,240円、0.1%の減となっております。

以上の営業成績の内容について、意見書7ページ及び前年度比較は17から20ページで述べておりますので参照願います。

次に、意見書23から26ページの別表(6)、(7)による経営分析による内容についてであります。 自己資本構成比率ですが、総資本に対する自己資本の割合を示すもので、比率が大きいほど経営の 安全性が高いと言えます。比率は年々増加しており、対前年比で0.6ポイント増加し、70.9%となっ ております。

3、財政状況については、意見書11ページに述べております。詳しい内容については、意見書の27、 28ページ、貸借対照表を参照願います。

最後に、水道事業のまとめです。

平成25年度決算の概要について、それぞれの項目で意見などを申し述べましたが、決算で示された 経営実績は、前年に比べて事業収益が増となり、事業費用が横ばいの状態です。消費税改正前の駆け 込み需要による一時的な収益増なのか、消費税増税が費用にどのように影響するか、注視をする必要 があります。

また、事業収益の主な水道料金の増収を図るには、水道使用水量の増加または水道料金の改定以外にないと思われます。

給水区域内人口が減少している状況下では、大変厳しいものと思われます。賃貸アパートの増加による水道使用料金の増収が期待されますが、区域内未普及地域への支管延長化経費については増となり、営業に大きな影響を与えます。

今後、さらに経費の節減に努力され、冬季の配水管破損に対する注意喚起や漏水調査などにより有

収率の向上に努め、健全な経営を行うことを期待します。

また、水道料金の未収金回収については、一定の成果はうかがえますが、なお一層努力されること を望みます。

独立採算制が原則の企業会計においては、水道料金が主な財源です。今後も、建設改良を進めることにより企業債借入金等資金の準備が必要となります。企業債償還金が水道事業会計を圧迫しないよう、さらなる経費節減が望まれます。

繰り返しになりますが、水道事業においては、経営経費の全てを受益者に負担をお願いします。住 民への水道料金にはね返ることを常に意識した経営を行い、経費の節減に努めてください。

水道事業関係者は、一昨年度策定した玖珠町水道事業基本計画並びにくすまち水道ビジョン2010を踏まえ、また、新地方公営企業会計制度の導入や消費税増税の動向に注視しながら、財政状況を的確に把握し、経営努力に努めるとともに、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と住民サービスの向上という責務も果たせるように努めてください。

以上、平成25年度各会計決算の審査報告を終わります。

○議 長(髙田修治君) これで、代表監査委員による監査結果の報告を終わります。

なお、河野監査委員は所用のため退席の申し出がありますので、これを許します。大変ご苦労さまでした。

(代表監查委員 河野好美君退席)

日程第1 議案質疑

(議案第54号から議案第62号、議案第69号から議案第81号並びに報告第1号から 報告第3号)

○議 長(髙田修治君) 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集をお出しください。

議案集2ページです。

議案第54号、玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、 質疑を行います。

質疑ありませんか

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案集21ページです。

議案第55号、玖珠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案集42ページ。

議案第56号、玖珠町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案集48ページです。

議案第57号、玖珠町水道用水供給事業の設置等に関する条例の制定について、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

12番宿利俊行君。

○12番(宿利俊行君) 12番宿利です。

この事業については、長年の懸案事項でもありましたし、今後、事業の推移に注視をしていきたいというふうに思っておりますが、第2条で「玖珠町は、水道用水を綾垣地区簡易水道事業に供給する」というふうになっておりますが、私は、北山田簡水というような名称もありますし、なおまた、この議案第57号は産業建設委員会のほうに付託されておりますので、ここを八幡地区簡易水道というふうな名称にできないかどうか、産業建設委員会のほうでご議論をしていただくとありがたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議 長(髙田修治君) ほかに。ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) では、質疑なしと認めます。

次に、議案集49ページです。

議案第58号、玖珠町水道用水供給条例の制定について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

12番宿利俊行君。

○12番(宿利俊行君) 12番宿利です。

この条例の第2条に「綾垣地区簡易水道事業への1日最大供給水量は60立方メートル」というふうに書いてありますが、この根拠は何なのか、ちょっとお伺いします。

- ○議 長(髙田修治君) 平井建設水道課長。
- ○建設水道課長兼公園整備室長(平井正之君) お答えいたします。

60立方メートルの根拠につきましては、施設基準、1日200リッターを標準としておりますが、あとそれと人口推計によりまして算定をしております。

以上であります。

- ○議 長(髙田修治君) 12番宿利俊行君。
- ○12番(宿利俊行君) それでは、綾垣地区は何戸で何人ぐらいが受給する予定ですか。
- ○議 長(髙田修治君) 平井建設水道課長。
- ○建設水道課長兼公園整備室長(平井正之君) お答えいたします。

施設完成時の人口推計が今、200人と予定しております。

以上です。

○議 長(髙田修治君) ほかにありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案集51ページ。

議案第59号、玖珠町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なしと認めます。

次に、52ページ、議案第60号、玖珠町寡婦医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案集53ページ。

議案第61号、玖珠町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なしと認めます

次に、議案集55ページです。

議案第62号、玖珠町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を受けます。 質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号、平成26年度玖珠町一般会計補正予算(第2号)について、質疑を受けます。別冊となっております。お出しください。

2ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入から13ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入 歳出最後まで、質疑ありませんか。13ページまでです。

12番宿利俊行君。

- ○12番(宿利俊行君) 9ページの第2表、債務負担行為の補正でございますが、これは大分県畜産 公社新施設整備事業負担金でございますが、先日、総事業費が約55億というようなことが出ておりま したが、そのうちの玖珠町は何%に当たるわけですか、この1,564万というのは。その辺をお聞きし たい。
- ○議 長(髙田修治君) 梅木農林業振興課長。
- ○農林業振興課長兼農業委員会事務局長(梅木良政君) ちょっと手元にパーセンテージの負担割合の 資料がありませんが、一応、全体事業費55億の負担割合が、まず国が3分の2と、あと県と畜産公社 が負担をしまして、市町村の割合を10億に今、想定をしておりまして、その10億を出資割50%と、あ と人口割25%、さらには、残りの25%につきましては飼養頭数割もしくは飼養頭数及び出荷頭数割と いうような形で今回の1,564万が算出をされております。
- ○議長(高田修治君) ほかにありませんか。(なし)
- ○議 長(髙田修治君) 次、14ページ、歳入、10款地方特例交付金、1項地方特例交付金から18ページ、歳入最後まで、質疑ありませんか。14ページから18ページ。ありませんか。8番河野博文君。
- ○8 番(河野博文君) 8番河野です。 16ページの民生費県補助金なんですけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金が682万8,000 円の減となっておりますが、これはどういうことで減になったんでしょうか。
- ○議 長(髙田修治君) わかりますか。後にしますか。 ほかに質疑ありませんか。18ページまでです。ありませんかね。 (な し)
- ○議 長(髙田修治君) それでは、次に、19ページ、歳出、2款総務費から27ページ、4款衛生費最後まで、質疑ありませんか。27ページまでです。

13番藤本勝美君。

- ○13番(藤本勝美君) 20ページの17節の公有財産購入費、この用地購入費等々は今度提出されている駐車場の増設でしょうが、この説明が字図もなく、どこをどう購入するのか説明もなかったんですが、こういった財産を取得するのに字図も何も議会に提出をせんで買いますよというような説明、これはちょっと議会軽視じゃないですか。字図ぐらい出してくれんと、どこをどう購入するのかわからんです。ここらはやっぱりもう少し慎重にやってください。これを提出する気はありますか。
- ○議 長(髙田修治君) 河島総務課長。
- ○総務課長(河島公司君) 図面の添付ができておりません。大変申しわけありません。場所につきましては、庁舎の議員駐車場の横の木造2階建ての建物、それから畑の部分をあわせて購入をするようにしております。図面につきましては、資料として用意できるように準備したいと思います。
- ○議 長(髙田修治君) 13番藤本勝美君。

○13番(藤本勝美君) 加えて、購入費が、どのぐらいの面積があって、坪幾らであるとか、そこら も明確にわかるように提出してください。字図もこれは出ますね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○13番(藤本勝美君) じゃ、よろしく、頼みます。
- ○議 長(髙田修治君) いいですね。 [「数字だけいいですか」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(髙田修治君) 総務課長。
- ○総務課長(河島公司君) すみません、それじゃ数字だけ。宅地部分が面積として445.38平米であります。それから、建物として、向こうの2階建ての住宅が182.49平米であります。
- ○議 長(髙田修治君) 13番藤本勝美君。
- ○13番(藤本勝美君) それから、建物購入費とあるから建物があったんでしょうね。これは、建物 は売買者が更地にしてくれるのか、こっちが建物を利用するから建物の購入費になっておるのか、そ こらを。
- ○議 長(髙田修治君) 河島総務課長。
- ○総務課長(河島公司君) 町のほうで解体予定です。
- ○議 長(髙田修治君) 12番宿利俊行君。
- ○12番(宿利俊行君) 12番宿利です。

私は、駐車場のことについては一昨年、質問をしたんですが、そのとき公用車が約60台ぐらいはあるというようなことで、この公用車の駐車場を考えたらいかがかというようなことを質問したんですが、そのときは、現在、駐車場については十分確保されておるということを言われたんですけれども、今回、駐車場を購入するのは、役場に来庁した町民の方の駐車場になるのか、それとも職員の駐車場になるのか、そしてこの駐車場を整備することによって何台ぐらい駐車ができるのか、その辺をちょっと。

- ○議 長(髙田修治君) 河島総務課長。
- ○総務課長(河島公司君) これにつきましては、来庁者の駐車場で予定をしております。来庁者の意見として、前の駐車場に駐車スペースが欲しいという要望もこれまで上がっております。台数につきましては、はっきりした計画はまだできていませんけれども、10台から20台の間ぐらいじゃないかと思っております。
- ○議 長(髙田修治君) ほかにありませんか。 12番宿利俊行君。
- ○12番(宿利俊行君) 25ページ、4款1目28節繰出金、155万2,000円が簡易水道に繰り出されておるようにありますけれども、これはどういうお考えなのか。これまで、昨年の決算特別委員会、さらには本年度、26年度の予算特別委員会で、今後、簡水の一般会計からの繰り出しについては十分考えるというようなことだったと私は記憶しておりますが、こういうふうに次々に一般会計から繰り入れ

するのはいかがなものかなというふうに思っておりますが、その辺はどういうようなお考えでなされたのかお聞きしたい。

- ○議 長(髙田修治君) 平井建設水道課長。
- ○建設水道課長兼公園整備室長(平井正之君) お答えいたします。

155万2,000円の支出につきましては、北山田簡水の漏水調査であります。現在、有収率が下がっておりますので、漏水が発生していると考えておりますので、その漏水調査と、それに伴う工事金を充ております。そして、繰り出しになっておりますけれども、この簡易水道も水道の使用料金でやっておりますので、百五十何万の使用料を現在ふやすということはできませんので、一応繰り出しから見ておりますけれども、最終的には繰り出しゼロでいかれると考えております。

以上であります。

- ○議 長(髙田修治君) 12番宿利俊行君。
- ○12番(宿利俊行君) 次の簡水の補正でこれも上がってきますが、簡水の当初予算で1,200万円が繰り出されておったように思っております。そして、現在、簡水の予備費が100万計上されておりますね。ですから、こういったものを流用して、そしてなおかつ不足すれば一般会計から繰り入れするとかいうのが財政的には好ましいんじゃないかなというような気がするんですね。先ほど監査委員が指摘をしておりましたように、やはり受益者負担というのが本来の姿ではないかなというような気がします。と申しますのは、まだ町内には水道の未普及地域が非常にたくさんあって、その辺を考えたときに、一般会計からどんどん、じゃ、繰り出せばいいかということはちょっといかがなものかなというように、私はそういうふうに思っております。
- ○議 長(髙田修治君) ほかにありませんか。 9番秦 時雄君。
- 9 番 (秦 時雄君) 9番秦です。

25ページの衛生費の中の一番下の2目の予防費、これ、説明を見ますと、いよいよ10月から水痘ワクチンと成人用の肺炎球菌ワクチンの接種事業が始まるということで、水痘ワクチンは全額公費で見ていただけるのか、負担があるのか。

それともう1点は、肺炎球菌ワクチンに関しては、これも公費負担をどのぐらいしていただけるのか。

それともう1点は、今、条例で制定されている成人用肺炎球菌ワクチンの条例の中で、85歳以上の方、そしてまたは20歳以上の成人の方で、なおかつ病気を持っている方が接種の対象になっていますね。この条例はこの条例で運用していくのか、そこら辺をちょっと説明していただきたいなと思います。

- ○議 長(髙田修治君) 江藤福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(江藤幸徳君) 予防費の手数料でございます。今ご質問の水痘につきましては、保護 者負担ゼロで考えております。

それから、肺炎球菌につきましては、2,000円の自己負担をお願いし、残りを公費負担ということで考えております。

それから、現在行っております任意接種の分につきましては当面継続をしていくということで、肺 炎球菌につきましては2本立てで運用していきたいということでございます。

- ○議長(髙田修治君) ほかにありませんか。(なし)
- ○議 長(髙田修治君) それでは、次に、同じく27ページ、農林水産業費から33ページ、9款消防費 最後まで、質疑を受けます。33ページまでです。

12番宿利俊行君。

- ○12番(宿利俊行君) 申しわけありません。29ページの7款商工費の17節で公有財産購入費という のが上がっておりますが、公有財産、いわゆる町有地を求めるときには、これは補助金絡みかもしれ ませんが、やはり管財で一本で購入なさるのが妥当ではないかなと。観光事業で買わなければならな い理由は何だったのかちょっとお聞きしたい。
- ○議 長(髙田修治君) 穴本まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(穴本芳雄君) お尋ねの公有財産購入費につきましては、機関庫進入路のところでございまして、踏切等も含めた場所になりまして、進入路と駐車場分ということでございます。これについては増額補正ということでございまして、当初、大字帆足分としておりましたけれども、あそこはちょうど大字境でございまして、岩室分の計上漏れがあったということ、それから、今回、不動産鑑定価格によってこの価格が確定をしたことということで増額補正をするということになっております。

以上でございます。

- ○議 長(髙田修治君) 12番宿利俊行君。
- ○12番(宿利俊行君) それはわかりますが、財産を求めるときは、予算の中では管財でしかるべく 整理をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、私は。
- ○議 長(髙田修治君) 河島総務課長。
- ○総務課長(河島公司君) 管財のほうは総務課のほうになります。この購入費につきましては、事業の中の購入費ということで計上させていただいております。
- ○議長(高田修治君) ほかにありませんか。(なし)
- ○議長(高田修治君) それでは、次に、同じく33ページ、10款教育費から40ページ、12款公債費最後まで。

8番河野博文君。

○8 番(河野博文君) 34ページと35ページなんですけれども、小学校振興費の部分などで、図書購入費とか補助金とか消耗品費とか、そういうところの金額がこの時点で補正で減額にしているんです

けれども、これはなぜこういう減額処置をしなければならなかったのかお聞きします。

- ○議 長(髙田修治君) 米田学校教育課長。
- ○学校教育課長(米田伸一君) お答えをいたします。

この金額に関しましては、当初、私どもが予定しておりました児童生徒数等、いろんな数について 若干見通しに誤りがございまして、そのことによりまして若干減額という形で、実質は子供たち一人 一人の、例えば図書費等に関する予算立て等については減額という形ではございません。

- ○議 長(髙田修治君) ほかにありませんか。 5番中川英則君。
- ○5 番 (中川英則君) 36ページの13、委託料であります。委託料として普通建設事業費1,304万 9,000円というふうに上がっております。これは、繰り入れの中で、文化会館建設基金から歳出のほうに出ているようでありますが、これは久留島記念館建設の設計委託料という捉え方でよろしいんでしょうか。
- ○議 長(髙田修治君) 湯浅社会教育課長。
- ○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長(湯浅詩朗君) ご指摘のとおり、そういうふうに予 定しております。
- ○議 長(髙田修治君) 5番中川英則君。
- ○5 番(中川英則君) 文化会館建設基金、この基金というのがやや目的基金であります。しかし、 それもある一定の部分、解除しまして、この条例の内容を見ますと、文化施設を建設する資金として できますよというふうになっております。お尋ねしたいのは、久留島記念館の建設に当たって、これ から一般財源分を文化会館建設基金から繰り入れして利用していくのかという部分、ちょっとお聞き したいと思います。
- ○議 長(髙田修治君) 湯浅社会教育課長。
- ○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長(湯浅詩朗君) お答えいたします。

まず、文化会館基金につきましては、平成23年の1回及び25年3回で清藤議員から文化会館基金についてということでご質問いただき、その中で、町の方針として文化的施設への活用は可能であるというふうな答弁をずっとさせていただいておりますので、その認識の中で準備を進めております。この文化財の久留島記念館の実施設計費及び次年度に計画をいたします建設費につきましては、文化会館基金から充当するようなことを検討しております。

以上です。

- ○議 長(髙田修治君) 5番中川英則君。
- ○5 番(中川英則君) 建設基金が2億4,000万近くありますし、1,000万歳出するわけでありますので、2億3,000万あります。町長が言われた大幅改築という部分であれば、その一般財源だけの投入というような形になろうかと思うんですが、やはり運用の仕方を、改築であれば基金から出るか起債からという形しかないんですが、ある程度大幅な改築という捉え方をすれば、新築という捉え方の中

で、うまく使えば2億3,000万が4億6,000万の事業までできるわけでありますから、その辺の運用の 仕方をやはりきちっと考えて、来年度からになると思うんですが、建設に当たって、その運用の仕方 をきちっとしてもらいたいというふうに思います。

[「関連でいいですか」と呼ぶ者あり]

- ○議 長(髙田修治君) 10番松本義臣君。
- ○10番(松本義臣君) 今の委託料です。これが久留島記念館の設計委託料で、もうこれは確認していいですね。それで、昨日の新聞の報道ですか、水戸岡先生と山口先生の記事が載っておったんですが、これはあくまで報道ですからどこまで本当かわかりませんけれども、この委託料の中で実施設計の委託料と、そういった水戸岡先生にデザイン的な委託をすると、そういったことが入っておるんでしょうか。あくまでも報道ですからね、実際はないと思いますけれども。
- ○議 長(髙田修治君) 湯浅社会教育課長。
- ○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長(湯浅詩朗君) 現時点では、この建設につきましては、場所と改築ということがおよそ決まっております。今後のコンセプト等につきまして、あるいは館の外観等については今後検討していくということにしております。そのため、現在のところ、水戸岡先生のデザインにつきましては、この中には確定をしておりません。
- ○議 長(髙田修治君) ほかにありませんか。 (な し)
- ○議 長(髙田修治君) 全体を通して質疑ありませんか。 12番宿利俊行君。
- ○12番(宿利俊行君) 今回、議案第69号の補正第2号の中を見ますと、非常に委託料が多いような 気がいたしております。本町の予算は通年予算を建前にしておるわけで、こういった委託料等はやは り当初予算で計上して、そして、今から委託をしますと、少なくとも事業にかかるのは10月か11月と、 非常に期間が切迫してくるような形になるんじゃなかろうかなと、そういうふうに私は思っておりま すので、今後、こういった委託については、やはりできるだけ当初予算で計上していくべきじゃない かなというふうに思っておりますので、申し添えておきます。
- ○議 長(髙田修治君) 10番松本義臣君。
- ○10番(松本義臣君) 10番松本であります。

ちょっとおくれまして申しわけありませんが、26ページの給水施設整備事業費の中の委託料であります。これはまた産建の中で話をすれば十分と私も思ってはおったんですが、この小規模給水施設というのは中長期の計画と、先ほど宿利議員さんのほうからも指摘、私もごもっともだと思います。そういう中で、今、上水道の中に入らない、そしてまた今度綾垣地区がやっと入ってくると、そういった中で、防衛関係で、いろんな事業の関係の中でいろいろと給水施設はございますけれども、それに残った分のどのくらいの範囲の中での計画をするのでしょうか。今、要するに要望があっている分だけをするんでしょうか、それとも残った部分の全体的な皆水道を目指してそういった給水施設の計画

を立てるんでしょうか、それをお願いします。

- ○議 長(髙田修治君) 平井建設水道課長。
- ○建設水道課長兼公園整備室長(平井正之君) ご質問にお答えいたします。

小規模給水施設中長期整備計画がありまして、これは今年度になりまして、県のほうから整備計画等を立てれば補助が出るというような話がありまして、急遽ですけれども、9月補正にさせていただきました。これは、給水の申し込み等を町のほうに今年、申し込みをされた方を対象にしております。現在、今来ておりますのは、戸畑の矢野釣のほうから申し込み等が来ておりますので、それの計画策定ということで上げております。

以上であります。

- ○議 長(髙田修治君) 10番松本義臣君。
- ○10番(松本義臣君) 非常に前向きな形の取り組みだと思います。そういうことで、今、私のほうから言いましたように、要するに町皆水道を目指して給水して、今要望がないところもまだまだ多々あろうかと思いますので、それは行政のほうから、要望があるからするというんじゃなくて、行政のほうから皆水道を目指してそういった計画をし、年次計画でやっていくと、そういうのが住みたいまちづくりになる、つながると、そういうふうになろうかと思いますので、ぜひ計画を進行していただきたい、そういうふうに思います。
- ○議長(髙田修治君) ほかにありませんか。(なし)
- ○議 長(髙田修治君) 江藤福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(江藤幸徳君) 先ほど河野議員からご質問がありました収入の16ページでございます。 保育士等処遇改善の県補助金でございます。これは、4月以降、国・県の補助の基準が変更になりま して、前のページ、15ページのほうに保育緊急確保事業908万2,000円と、こちらのほうで財源の振り かえをいたしまして、歳出については影響はございません。財源の組み替えでございます。
- ○議 長(髙田修治君) 梅木農林課長。
- ○農林業振興課長兼農業委員会事務局長(梅木良政君) 先ほど宿利議員さんのほうから質問がございました県の畜産公社への施設の整備負担金の件でございます。先ほど、国と県で2分の1とするような発言をしたようにちょっと記憶があるんですが、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

一応、55億の負担割合につきましては、先ほども申したとおり、まず国と県が、国の補助を使って 県が上乗せをして32億円を支出するような計画になっております。残りの23億につきまして、基本的 に畜産公社と畜産公社の関係団体が負担をしていくわけでございますが、その負担割合が、畜産公社 が4億円、畜産公社の関係団体が畜産公社と合わせて9億円、残りの10億を市町村が負担をするとい うような形になっておりまして、単純に各市町村が同じパーセンテージで負担をするようにはなって おりません。考え方とすれば、その10億円をまず市町村の出資額の率で割っております。あと、人口 割というような形で基本ベースをつくった中で、その2つで10億の75%になります。残りを飼養頭数 ともしくは出荷頭数というような形でまた細分化をしていきますので、玖珠町が1,564万円に計算上なりまして、これを55億で割りますと、限度額の金額とすれば、玖珠町は0.28%という金額になります。

○議 長(髙田修治君) 議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号、平成26年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算(第1号)、別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑を終わります。

次に、議案第71号、平成26年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、別冊となっております。歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

12番宿利俊行君。

○12番(宿利俊行君) 宿利です。

先ほど監査委員さんから、基金状況は非常に逼迫しておるというようなことが説明をされたと思う んですが、現在、基金はどういうふうになっておるか、ちょっとお聞きいたしたいと思う。

- ○議 長(髙田修治君) 衞藤住民課長。
- ○住民課長(衞藤善生君) 国民健康保険の基金の状況について、平成26年度9月補正、今回提出をしておりますこの分についての基金の状況を報告いたします。

基金の取り崩し額については、現在、年度末残高が1,166万9,872円であります。取り崩し額、平成26年度908万7,000円ということで、年度末基金残高については259万5,872円ということであります。

- ○議 長(髙田修治君) 12番宿利俊行君。
- ○12番(宿利俊行君) ちょっとお聞きしてびっくりしたんですけれども、そうなると、今後、国保の運営と申しますか、それには厳しい状況が発生するなと。したがって、新年度から保険料を値上げするとか、そういうようなことは考えていないかどうか、ちょっと若干早過ぎますけれども。
- ○議 長(髙田修治君) 衞藤住民課長。
- ○住民課長(衞藤善生君) 国保の財政運営のことについてお答えします。

前回、第2回の議会一般質問の中でございました国民健康保険の運営についての対策というところで述べましたとおり、国保の運営については、高齢化や医療費の高額化というふうな構造的な課題があるということをお答えしました。これまでの経過といたしまして、平成24年12月に国保運営協議会によって、平成25年度以降を見据えた事業運営の方針について、答申ということで、運協のほうが平成23年の税率改定の実施を踏まえて当面の間、一般会計からの支出が望ましいという結論をいただきました。幸い、平成25年度までは税改正を行うこともなく、一般会計からの法定外の繰り入れもない

ということになって現在まで推移をしております。

町としましては、今の状況、議員指摘のとおりの厳しい状況がありますので、税改定から3年経過しました。そして、この危機的な状況、財政状況をかんがみ、本年度、再度運営協議会の意見をいただいて方針を決定するということで、今議会後、また運営協議会のほうで来年度、今年度も含めまして厳しい状況ですので諮問をして答申をいだたくというふうな方向を持っております。

- ○議 長(髙田修治君) 10番松本義臣君。
- ○10番(松本義臣君) 税制改正が3年経過ということで、また答申ということを受けてということになりますと、今の状況からなりますと本当に税率アップの懸念をしますが、従来、課長のほうからも話がありましたように、県下統一の中での広域的な管理運営と、そういったことを見据えて基金も少しずつ減らしていっているのか、そういうことはありませんか。広域的なことはどういうふうに今、順調に進んでいるんでしょうか。その点、わかる範囲で結構です。
- ○議 長(髙田修治君) 衞藤住民課長。
- ○住民課長(衞藤善生君) 基金の取り崩しについては、広域化ということは全く関係ありません。一応、大分県下一本でという広域化の国保の事業運営ということが平成29年度予定をされております。 ただ、その中身については、現在、大分県の広域化推進委員会という、県下市町村の、県を事務局と する組織において検討はされておりますが、何分、国の方針もまだ税率とか運営方法についてもはっきりとしたものが出ておりませんので、国の動向を踏まえ、そして県下の組織において推進していくという状況であります。

以上です。

○議 長(髙田修治君) ほかにありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号、平成26年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 第72号、ありませんね。議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号、平成26年度玖珠町水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 質疑なし。議案第73号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第74号から議案第81号までの8議案は、平成25年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の 歳入歳出決算の認定並びに水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、審査をしますので、本日は大別し

て質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(髙田修治君) 異議なしと認めます。

それでは、最初に議案第74号、平成25年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、一括して 質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) 議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号から第79号まで特別会計であります。

先ほど監査委員さんから説明がございました。特にお聞きしておきたいことがあれば、今、お聞き したいと思います。

(な し)

○議 長(髙田修治君) いいでしょうか。

次に、議案第80号、平成25年度玖珠町水道事業会計決算の認定についてです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) それでは、質疑なしと認めます。

それでは、議案第81号、平成25年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(髙田修治君) なしと認めます。

それでは、次に、報告第4号、第5号、第6号につきまして、質疑ある方の挙手を求めます。

(な し)

○議 長(髙田修治君) いいでしょうか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議 長(髙田修治君) 日程第2、決算特別委員会の設置について議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、議案第74号から議案第81号までの8議案は、平成25年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算の認定並びに水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。これを審査するため、14名で構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(髙田修治君) 異議なしと認めます。

よって、14名で構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

○議 長(髙田修治君) 日程第3、これより決算特別委員会委員の選任を行います。

ここで委員会構成のため暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまましばらくお待ちください。

午前11時55分 休憩

 \triangle

午後 0 時06分 再開

○議 長(髙田修治君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

これから、決算特別委員会委員を指名いたします。

- 1 番 宿 利 忠 明 君
- 2 番 大 谷 徹 子 さん
- 3 番 石 井 龍 文 君
- 4 番 廣 澤 俊 幸 君
- 5 番 中 川 英 則 君
- 6 番尾方嗣男君
- 7 番 菅 原 一 君
- 8 番 河 野 博 文 君
- 9 番 秦 時 雄 君
- 10番 松 本 義 臣 君
- 11番 清 藤 一 憲 君
- 12番 宿 利 俊 行 君
- 13番藤本勝美君
- 15番繁田弘司君

の14名を指名いたしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(髙田修治君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました14名を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。 ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条2 項の規定により、委員会において互選することとなっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0 時08分 休憩

 \triangle

午後 0 時08分 再開

○議 長(髙田修治君) 再開します。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長に15番繁田弘司君、副委員長に2番大谷徹子さん が選任されました。

日程第4 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託 (議案第54号から議案第62号、議案第69号から議案第81号、陳情1件)

○議 長(髙田修治君) 日程第4、これより上程議案並びに陳情の委員会付託を行います。 お諮りします。

議案第54号から議案第62号の9議案並びに議案第69号から議案第81号までの13議案は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び決算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(髙田修治君) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第62号の9議案並びに議案第69号から議案第81号までの13議案は、付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び決算特別委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、陳情1件につきましては、会議規則第92条並びに第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表のとおり、常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(髙田修治君) 異議なしと認めます。

よって、陳情1件につきましては、付託表のとおり、常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日9日から17日までは決算特別委員会、常任委員会及び議案考察のため休会とし、18、19日は一

般質問を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(髙田修治君) 異議なしと認めます。

よって、明日9日から17日までは決算特別委員会、常任委員会及び議案考察のため休会とし、18、19日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 0 時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月8日

玖珠町議会議長 髙 田 修 治

署 名 議 員 石 井 龍 文

署 名 議 員 藤 本 勝 美